9月21日は敬老の日です

長寿介護課 長寿係（☎(95)0150）
社会福祉協議会（☎(82)8833）

敬老の日は、長年社会に貢献してこられた高齢者に感謝し、長寿を祝う日です。

長寿のお祝いとして次の対象者には、市および社会福祉協議会から敬老祝金品等を贈呈します。

対象者	内容
数え80歳（傘寿）（昭和11年1月1日～12月31日生まれ）	5千円（市）
数え88歳（米寿）（昭和3年1月1日～12月31日生まれ）	1万円（市） 3千円（社協）
数え100歳（百寿）（大正5年1月1日～12月31日生まれ）	3万円（市） 1万円（社協）
最高齢者	祝品（市） 1万円（社協）

▼贈呈期間　9月上旬～中旬
▼贈呈方法　数え80歳、88歳の人は各地区の民生委員が訪問し贈呈。数え100歳、最高齢者および市内特別養護老人ホーム入所の人は、市長・社会福祉協議会会長が訪問し贈呈します。

○市内最高齢者は次のとおりです。ご長寿おめでとうございます。（平成27年8月15日現在、年齢基準日平成27年12月31日）［敬称略］
薮下カナエ（弘法町）105歳

全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間

名古屋法務局 人権擁護部（☎052(952)8111　内線1450）

虐待やいやがらせ、差別などでお困りの高齢者や障がい者、周りでそういったことを見聞きしたという人、電話で相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、ひとりで悩まず気軽に相談してください。

▼とき　9月7日(月)～13日(日)　午前8時30分～午後7時（土・日曜日は午前10時～午後5時）
▼相談専用電話番号　☎0570―003―110

警察の相談ダイヤル #9110

安城警察署（☎(76)0110）

「昨日見知らぬおじさんに声を掛けられ怖かった」、「息子を騙って変な電話があったから心配だ」、「嫌がらせのメールが届いて不安だ」などの相談については、「110番」ではなく、警察の相談ダイヤルである「#9110」、もしくは安城警察署に相談してください。

「110番」は、事件・事故が発生した場合の緊急通報専用電話です。

愛知県警のホームページ（http://www.pref.aichi.jp/police/）には県民の皆さんから多く寄せられる相談をまとめた質疑応答集を「よくある警察相談Q&A」として掲載していますのでぜひご覧ください。

また、警察部内の各種相談窓口や、警察以外の相談関係機関・団体等が開設している相談窓口も併せて紹介していますのでご利用ください。

▼警察への相談は、警察相談専用電話#9110（IP電話、ダイヤル回線の場合は、☎052(953)9110）受付時間は月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前9時～午後5時
※相談料は無料ですが、通話料は必要です。
※土・日・祝日および時間外でお急ぎのご相談は、安城警察署（☎(76)0110）もしくは交番にお願いします。

子育て世帯臨時特例給付金の支給について

子ども課 児童家庭係（☎(95)0120）

今年度の子育て世帯臨時特例給付金は、毎年6月に行っている児童手当の現況届と併せて申請いただく形をとっています（※受給者が公務員である場合は除きます。）が、児童手当の現況届の手続きはお済みですか。

※児童手当の受給者が公務員である場合は、所属庁等より交付される子育て世帯臨時特例給付金申請書によりお住まいの自治体に申請いただく必要があります。

給付金は、これらの手続きをいただき、審査の結果支給対象となる人に10月中旬に支給する予定です。支給に先立ち、支給・不支給の審査結果を事前に手紙でお知らせします。

給付金の申請期限は11月30日です。まだ手続きがお済みでない人はお早めに手続きをしてください。

▼支給対象者　平成27年6月分の児童手当の受給者。ただし、特例給付（所得額が児童手当の制限額以上の人に、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの）の受給者は、対象となりません。
▼支給対象児童　支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
▼支払予定日　10月15日(木)
※その後に支給が決定した人については決定後順次お支払します。
▼支給額　支給対象児童1人につき3千円

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度

市民課 市民係（☎(95)0152）

市では、「知立市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」を実施しています。この制度は、住民票の写しや戸籍の謄本・抄本などを本人の代理人または第三者に交付した場合、市役所に事前に登録した人に対して、交付した事実を通知するものです。

これにより、住民票の写しなどの不正請求や不正取得の早期発見などが可能になり、個人の権利侵害の未然防止につながることが期待できます。

▼登録できる人　知立市の住民基本台帳または戸籍に記載されている人（過去に記載されていた人）

▼登録期間　登録日から3年間。ただし、継続して再登録できます。登録期間満了日の1か月前から登録を更新することができます。

▼対象となる証明書　住民票（除かれた住民票を含む）の写し、戸籍（除籍を含む）の謄本・抄本など

▼通知対象　本人の代理人または第三者からの請求により、登録者の住民票の写しなどを交付したとき（ただし、国や地方公共団体からの請求などの場合は除く）

▼申込み　本人確認書類（運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証など）をお持ちのうえ、市民課へ。

住民基本台帳カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行業務が終了します

市民課 市民係（☎(95)0152）

社会保障・税番号制（マイナンバー制度）の施行に伴い、住基カード向け公的個人認証サービス電子証明書発行業務は、12月22日㈫午後5時をもって終了します。

平成27年分の確定申告（e-Tax）を行う予定の人は有効期限にご注意ください。12月22日までに住基カードの電子証明書を発行していただくか、住基カードを返納したうえで個人番号カードの交付を受ける必要があります。

個人番号カードは平成28年1月から、希望する人に交付が始まります。10月以降に届く「個人番号通知カード」に同封されている申込書で、申込みができます。（初回のみカード・電子証明書代は無料です。）

ただし、しばらくの間は個人番号カードの申請が集中し、交付までに時間がかかることが予想され、確定申告の時期に間に合わない可能性もありますのでご注意ください。

～10月から市民の皆さん一人一人にマイナンバーが通知されます!～

○マイナンバーについて

・番号は12桁の数字です。（法人番号は13桁です。）

・原則、一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。

○通知カードについて※

10月から、住民票の住所にマイナンバーを通知する「通知カード」が送付されます。（法人は、登記上の所在地に通知されます。）

※通知カードは、原則として、住民票に記載された世帯ごとに送られますので、お住まいの場所と住民票の住所が異なっている人は、住所を確認してください。

○個人番号カードについて

平成28年1月から本人確認などに利用できる「個人番号カード」を申請により交付します。（通知カード送付時に個人番号カードの交付申請書類が同封されます。）

○マイナンバーの利用について

・国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。

・年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他の福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められます。

・勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

◎もっと詳しく知りたい人は…

・マイナンバーコールセンター
☎0570－20－0178（全国共通ナビダイヤル　平日の午前9時30分～午後5時30分　土日祝・年末年始を除く）

・内閣官房のホームページは、「マイナンバー」で検索してください。「政府広報」のホームページにも動画など多様な広報物があります。

▶**問合せ**　企画政策課　情報係（☎95－0145）

※通知カードは住民票の住所に簡易書留で郵送されます。皆さんに確実に届けられるように住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、現在お住まいの市町村に住民票を移す手続きをしてください。

◎震災避難者やDVなどの特別な事情で住民票以外のところに避難している場合は、通知カードの送付先を変更できます。9月30日㈬までにご相談ください。

◎居所情報登録申請書、その他の提出書類および注意事項等については、市町村窓口で配布するほか、市町村ホームページからもダウンロードできます。

◎下宿中などの理由による通知カードの送付先の変更はできません。

▶**問合せ**　市民課　戸籍係（☎95－0124）

永住者の皆さんへ（特別永住者は除く）外国人登録証明書の切替はお済みですか

外国人在留総合インフォメーションセンター（☎0570―013904）

永住者の皆さんの「外国人登録証明書」は、7月8日をもって、すべて有効期間が満了しています。

まだ「在留カード」をお持ちでない人は、至急最寄りの入国管理局にお越しのうえ、在留カードの交付の申請を行ってください。

▼申請場所　入国管理局

※22ページ「外国語情報コーナー」に英語・ポルトガル語で掲載しています。

民生委員・児童委員の委嘱および退任

福祉課 保護援護係（☎(95)0149）

欠員となっていた南陽地区の民生委員・児童委員がこのたび委嘱されました。

▼南陽1丁目（146番地以降）担当

平野光子委員　☎(82)3935

また、上重原町（鍛冶荒井・花立・村上）担当の委員　永田巌さんが、8月31日をもって退任しました。

後任委員が決定するまでの間、この地域にお住まいで民生委員・児童委員へ連絡を取りたい人は、福祉課保護援護係までお問合せください。

9月10日～16日は「自殺予防週間」です

衣浦東部保健所健康支援課 こころの健康推進グループ（☎(21)9337）

自殺は、様々な要因が重なり、「心理的に追い込まれた末の死」であり、その多くは自殺の前に「うつ」や「アルコール依存症」などの心の病気を発症しています。心の病気に早くに気付き、治療につなぐことは、自殺を防ぐことにつながります。

あなたやあなたの身近で、悩んでいる人がいたら、専門機関にご相談ください。一人で抱え込まず助けを求めることが何よりも大切です。また、悩んでいる人の話に耳を傾け、温かく寄り添いましょう。

衣浦東部保健所では、電話や面接でメンタルヘルス相談を実施していますので、ご利用ください。

愛犬マナー宣言をしよう！～フン尿の適正管理のお願い～

環境課 環境保全係（☎(95)0154）

民家や公園や道路などにおける犬のフン尿の放置、悪臭、汚れなどの苦情が多く寄せられています。フン尿を適正に処理し、他人に迷惑をかけないように努めるのが、飼い主の責任です。

市では「愛犬マナー宣言書」として、次の6つの宣言項目を定めています。今一度確認し、マナー宣言をしましょう！

▼愛犬マナー宣言項目

・フンは必ず持ち帰り、きちんと処理します。

・安易なマーキング（おしっこ）はやめさせます。（おしっこをした場合は水をかけます。）

・散歩をするときはリードをつけます。

・むだ吠えをしないように管理します。

・健康で清潔に飼います。

・狂犬病予防接種（注射）を毎年必ず受けさせます。

なお、「愛犬マナー宣言書」は環境課窓口他市内各所で受付けています。受付の際に「愛犬マナーポーチ」を配布させていただきますので、ぜひご利用ください。

西三河都市計画の変更案の縦覧

都市計画課 都市企画係（☎(95)0129）

▼変更案の内容　生産緑地地区（知立市決定）

▼縦覧期間　9月11日(金)～25日(金)午前8時30分～午後5時15分（土、日曜日、祝日を除く）

▼縦覧場所　市役所4階　都市計画課

※この案に対して意見のある人は、縦覧期間中に市へ意見書を提出することができます。

第32回全国都市緑化あいちフェア 花と緑の夢あいち2015 いよいよ開催！

愛知万博（愛・地球博）開催から10周年にあたる今年、その開催跡地である長久手市の愛・地球博記念公園（モリコロパーク）をメイン会場に、花と緑あふれるイベント「第32回全国都市緑化あいちフェア」（愛称：花と緑の夢あいち2015）を開催します。

愛知県は花き産出額が昭和37年以来52年連続して全国一ということを知っていますか？あいちフェアでは、「花の王国あいち」を生かした展示で、あいちの花を十分にお楽しみいただくことができます。また、「サツキとメイの家」の公開で愛知万博とゆかりの深いスタジオジブリとタイアップし、特別企画「ジブリの大博覧会」も開催します。

幅広い世代の皆さんにお楽しみいただけますので、ぜひお越しください。

▼とき　9月12日(土)～11月8日(日)

▼ところ　「メイン会場」愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、「サテライト会場」県内各所の公園・花の名所等54会場

▼入場料　無料（一部有料）

○ホームページ　http://www.aichi-fair2015.jp

▼問合せ　第32回全国都市緑化あいちフェア実行委員会（☎052(954)6635）

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

知立駅構内通行費用支援事業を始めます

都市開発課 鉄道高架係（☎(85)5882）

10月1日から知立駅付近連続立体交差事業工事中の踏切の安全対策として、交通弱者に対し知立駅構内を通行する場合に必要となる入場券を購入した費用を補助します。

この支援事業の補助を受けようとする人は事前申込みが必要ですので次のとおり申込みをしてください。

なお、この支援事業による説明会も開催しますので、ぜひお越しください。

▼申込期間　9月7日(月)～15日(火)平日の午前9時～午後5時

※右記以外に、説明会後も申込みを受付けます。

▼申込場所　市街地整備事務所（知立市堀切一丁目10番地）

▼申込時必要なもの

・対象者である旨を証する書類の写し

・印鑑

・口座のわかるもの

▼対象者　市内在住のうち次に該当する人

・65歳以上の人

・障害者者手帳の交付を受けている人

・要介護者、要支援者

▼説明会

・とき　9月5日(土)午前10時から1時間程度

・ところ　中央公民館　中会議室

▼補助金額　1か月あたりの上限大人3千400円、小児1千800円

▼利用方法　事前に登録し、実費負担で入場券を購入し知立駅構内を通行してください。

3か月に1度、市へ実績報告してください。実績報告を確認した後、市から利用者へ補助を実施します。

▼その他　一定の条件を満たす人は、介助者1人も補助対象とします。

詳細は、市ホームページをご覧いただくか、お問合せください。

栄自転車駐車場（有料）が廃止されます

土木課 管理係（☎(95)0155）

知立駅周辺土地区画整理事業・知立駅北地区第一種市街地再開発事業により、栄自転車駐車場（有料）が平成28年3月31日をもって廃止されます。平成28年4月1日から使用できなくなりますので、ご注意ください。

今後は、知立市駅前自転車駐車場（有料）をご利用いただきますようお願いします。

9月10日は「下水道の日」

下水道課 下水庶務係（☎(95)0159）

下水道は、汚れた水を浄化センターに集めて、その水をきれいにして川や海に戻す役割があります。健康で文化的な生活を実現するためには、下水道はなくてはならない存在です。

皆さんに下水道に対する理解を深めていただくため、毎年9月10日を『下水道の日』と定めています。

○下水の目的と役割

【雨水の排除】市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水の被害から私たちの生命や財産を守ります。

【トイレの水洗化】汲み取り式トイレを水洗トイレにし、下水道へ接続することで、悪臭がなくなります。

【環境改善】水路や道路の側溝に汚れた水が流れなくなるため、蚊やハエなどの害虫の発生源をなくすことができます。

【水質の保全】汚れた水がそのまま川や海に流れなくなるので、川や海がきれいになり自然環境を守ります。

○下水道への接続

下水道が使えるようになったら、すみやかに下水道に切り替えましょう。汲み取り式トイレの場合は、3年以内に水洗化することが法律で義務付けられています。

なお、下水道への接続工事は、必要な知識を持った知立市下水道事業排水設備工事指定工事店に依頼していただくことになっています。（下水道課の窓口で指定工事店一覧表を配布しています。また、市ホームページでもご覧いただけます。）

○下水道へ接続されている人へのお願い

・水に溶けない紙製品（紙おむつや紙おしぼり）は流さない！

・生ごみは流さない！

・油類は流さない！

一人一人がルールを守り、正しく下水道を使用しましょう。

下水道キャラクター「スイスイ」

愛知県障害者委託訓練 岡崎情報 パソコン応用コース

刈谷公共職業安定所（☎(21)5001）
愛知県障害者職業能力開発校（☎0533(93)2505）

▼とき　10月13日(火)～12月17日(木)までの毎週火曜～木曜日の午前9時～午後5時（10月15日(木)は休み）

▼ところ　岡崎市産業人材支援センター（岡崎市羽根町字小豆坂117番地3）

▼内容　ワード・エクセルの実務的な文書作成や表作成

▼対象　障害者手帳を所持している身体障がい（健常者用のパソコン操作が可能な人。車椅子不可）、精神障がいの人で、訓練場所まで自身で通える人

▼定員　7人（面接で選考）

▼受講料　無料

▼願書配布先　公共職業安定所、愛知県障害者職業能力開発校

▼申込み　9月17日(木)までに、公共職業安定所へ。

※受講には安定所での求職登録が必要です。

春日台職業訓練校 平成28年度訓練生募集

春日台職業訓練校（☎0568(88)0811）

知的障がいのある人を対象に訓練生を募集します。

▼募集する科　機械、縫製、木工、陶磁器、紙器製造

▼定員　各訓練科20人

▼訓練期間　1年（入寮制・春日井市）

▼応募資格　知的障がいのある人で、おおむね次の基準に該当する人

(1)職業訓練を受けることにより、就職を促すことができると認められる人

(2)集団生活に支障なく、訓練の妨げとなる著しい問題行動のない人

(3)身体に疾病または障がいを有する場合は、その疾病または障がいが訓練受講上支障とならない程度の人。ただし、感染性疾患および精神医学的治療を要する疾患を有する人は入校できないことがあります。

(4)原則として、義務教育を修了（見込みを含む）した人

▼募集期間　9月10日(木)～10月19日(月)

▼選考日　11月4日(水)～12日(木)の間で指定する日

○ホームページ
http://www.pref.aichi.jp/000000966 1.html

障がい者スキルアップ講座（在職者対象訓練）受講者募集

愛知障害者職業能力開発校（☎0533(93)2102）

▼訓練コース
①パワーポイント2013
②イラストレータによるチラシ作成

▼とき　①10月18日(日)・25日(日)
②10月24日(土)・31日(土)　いずれも2日間で午前9時～午後4時

▼ところ　愛知障害者職業能力開発校

▼対象　主に在職中の障がいのある人で、基本的なパソコンの操作ができる人

▼定員　各コース10人（応募者多数の場合は抽選）

▼受講料　無料

▼申込み　①10月9日(金)　②10月16日(金)（必着）までに、訓練コース名、住所、氏名、生年月日、電話番号、障がいの程度を記入してEメール、郵送またはFAXで愛知障害者職業能力開発校（〒441―1231　豊川市一宮町上新切33―14　FAX0533(93)6554　Eメール noryokukaihatsuko@pref.aichi.lg.jp）へ。

※愛知障害者職業能力開発校のホームページから所定の様式をダウンロードすることもできます。

平成27年度 知立市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）パートナー事業者を追加募集します！

知立市では「ふるさと納税制度」の促進と地域産業の活性化を図ることを目的に、寄附者へお贈りする返礼品を提供いただける、ふるさと応援寄附金パートナー事業者を募集します。

◆ふるさと納税を通じ、自社、商品のPRをすることができます

ふるさと納税を扱うポータルサイトなどに商品の画像、商品名、事業者名が掲載されます。寄附者への返礼品発送時におけるパンフレットの同封により、PRが可能です。（パンフレットの同封は返礼品発送時の同封のみに限ります）

1、応募要件（一部抜粋）

①市内に事業所等がある法人または個人事業者等であること
②市税に滞納がないこと
③代表者等が暴力団等の構成員等でないこと

ふるさと納税返礼品
おせち料理、お歳暮用の贈答セット、物品・食品・サービスなんでも結構です！自由にご提案ください！

2、返礼品の条件

市内で生産、製造、加工される商品または市内でサービスが提供されるもの
もしくは、**知立市にゆかりのある品と認められるもの**
提供期間は平成28年3月31日までとしますが、**季節限定の品でも可能です!**
※提供開始日については個別にご相談をさせていただきます!

①返礼品の区分は**1商品あたり上限を3,500円、7,000円、10,500円の3種類**（税、商品梱包、送料等、諸経費を含む）が基本となりますが、10,500円を超える場合は個別にご相談ください。
②返礼品の認定は知立市が行い、後日結果をお知らせします。
③返礼品として認定された場合は、商品エントリー料として**1商品あたり5,000円の負担**をいただきます。

3、申込み方法

10月30日(金)までに「平成27年度第2回知立市ふるさと応援寄附金パートナー事業者申込書」を財務課財政係（市役所4階24番窓口）へ提出してください。

応募には所定の要件を満たす必要があります。詳しくは、知立市のホームページ、または**「知立市ふるさと応援寄附金パートナー事業者募集要項」**をご覧ください。

▶問合せ　財務課　財政係（☎95−0146）

※問合せは知立市役所
TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail：info@city.chiryu.lg.jp

国勢調査が始まります！

■国勢調査とは？

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年に一度行われる国の最も重要な統計調査です。

■調査結果の使いみちは？

さまざまな法令にその利用が定められているほか、社会福祉、雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしのために役立てられます。

■平成27年国勢調査の意義

少子高齢化社会における日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るものです。このため、今回調査の役割はこれまで以上に重要です。

■調査の対象となる人は？

日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

■調査日は？

平成27年10月1日が調査期日です。

■調査方法は？

調査期日に先行して9月10日からインターネット（スマートフォンを含む）での回答を受付けます。インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提出いただけます。

～調査員が訪問します～

調査期間中は調査員が世帯を訪問して、調査関係書類を配布します。調査項目は、男女の別、就業状況、住居の種類など17項目で、見かけより簡単に記入できますので、ご協力ください。

国勢調査で金銭を要求したり、銀行口座の暗証番号をお尋ねすることはありません。
国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください。

▶問合せ　企画政策課　政策係（☎95－0114）

救急の日・救急医療週間

□9月9日が何の日かご存知ですか

9と9で「きゅうきゅうの日」、すなわち「救急の日」です。

「救急の日」は、救急業務および救急医療に対して皆さんの理解と認識を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」（9月6日㈰～12日㈯）として、全国各地で応急手当の講習会を中心とした救急に関する様々な行事が実施されています。

□あなたは愛する人を救えますか

突然の事故や病気などのとき、救急隊が現場に到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が、迅速な119番通報、AEDの使用を含めた適切な応急手当を速やかに実施することにより、傷病者の救命効果が一層向上します。

また、傷病者の救命には、救急現場に居合わせた人による応急手当、救急隊員の応急処置と搬送、医療機関での処置の連携がスムーズに行われることが不可欠です。

衣浦東部広域連合消防局では、救命講習会を毎月開催しています。できるだけ多くの人に応急手当を身につけていただくとともに、救急業務や救急医療の正しい理解と認識を深めていただきますようお願いします。

▼問合せ　衣浦東部広域連合　消防局消防課（☎(63)0135）

救命講習会（9月開催分）

あなたは家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	安城消防署	刈谷消防署	高浜消防署
講習会名	普及員講習再教育	普通救命講習Ⅲ	普通救命講習Ⅰ
開催日時	9月27日㈰　午前9時～正午	9月19日㈯　午前9時～正午	9月20日㈰　午前9時～正午
定員	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	9月5日㈯午前9時から（☎75－2494）救急係へ	9月5日㈯午前9時から（☎23－1299）救急係へ	9月5日㈯午前9時から（☎52－1190）救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤、在学の人で、いずれの会場でも受講できます。		
内容	**普及員講習再教育**　応急手当普及員の資格を有する人で、前回の講習受講日から3年以内に再度受講する人のための講習 **普通救命講習Ⅰ**　心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など **普通救命講習Ⅲ**　小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置など ※救命講習を団体で受講される場合は、最寄りの消防署へお問合せください。		

▶問合せ　衣浦東部広域連合消防局消防課（☎63-0135　ホームページ http://www.kinutoh.jp）